

# 北タイ農民における生産・生活様式の相違について

—— チェンマイ県サンパトーン郡マックムルン区トンケーオ村の事例 ——

佐藤 康 行

## 一 はじめに

タイの経済成長は一九六一年から取り組まれた第一次経済開発計画を起点にしている。現在、第七次経済社会開発計画が実施されているが、これまでの計画によって社会資本の整備が進んだことは確かである。近年、工業製品の輸出が増加しているとはいうものの、やはり農産物の輸出の増加がこれまでの産業の伸張を支えてきたと言えるだろう。いま、タイの農業・農村の側面だけに限って見ると、この三〇年間の近代化の結果、次のような変化が見られる。まず、ダム建設と灌漑の整備が進んだことがあげられる。そしてこの間、農機具の機械化が一部導入された。たとえば、水牛に代わって耕運機（「鉄の水牛」）が使われ農村風景は一変した。さらに、畑作には輸出入の換金作物が栽培され、大資本によってそれらの畑作物が輸出され、アグリビジネスの拡大が顕著になっている。こうした畑作物の輸出には、農薬や肥料の使用量の増大という事態が併せて伴っていた。さらに、農村からの出稼ぎ者はこの間著しく増加した。農業は天候など自然条件によって大きく左右されており、収入の増加が見込めないことから、農民は中東を始めとする諸外国や都市での仕事を求めて流出したのである。農村に留まっている農民にしても日雇い労働者が著しく増えた。そのため、労働交換による農業

がめつきり少なくなったのである。そして、荒蕪地の開拓がもはやこれ以上できなくなっている事情に加えて、近年の農地の高騰によりかつてのように容易に農地の拡大が図れないことが、農民の生活を一層困難にしている状況にある。近代化の結果、タイ農民は決して豊かになつたわけではなく、かえって都市居住者と比べて相対的に貧困になり、農業・農村の生産・生活両面に渡つて大資本による支配が進行したのである。タイは人口の約七割が農村に居住し農業に従事している農業国であることを考えると、農業・農村問題は社会の根本的解決を要するものであると言えるだろう。

表1は小作農の推移を示したものであるが、この表から小作農が明らかに全国的に増加している様子が知られる。<sup>(1)</sup>なかでも北部タイと中央部タイは、農民層分解が著しいことを伺わせる。農民層分解の結果、それでは農村内部ではどのような変化が現われているのだろうか。それは、農民階層の格差が拡大したのに伴つて、階層ごとに生産様式と生活様式の相違が著しくなつたことを予想させる。農民階層間で生産・生活様式の乖離が進行していると考えられるが、具体的には階層ごとにどのように相違しているのだろうか。

タイ農民は基本的には家族が世帯を構成し、世帯員が協力しあいながら生産・生活している「家族農業」を行なっている。そして農業は各々の家族の土地所有の規模や家族周期などの諸条件のなかで、財産相続や居住形態などの慣習や親子間の恩の規範などによって規定されながら行なわれている。<sup>(2)</sup>そして、農民にあっては、とりわけ農業の共

表1 タイの小作農の割合

(単位：%)

年度 地域	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
北部	20.8	19.6	23.1	23.1	23.8	28.1	28.7
中央部	28.2	30.1	27.7	27.6	27.6	30.4	36.3
東北部	7.7	7.0	8.1	8.1	8.6	11.1	12.3
南部	7.3	7.0	7.1	7.0	6.6	5.6	7.5
全国	15.5	15.3	15.9	15.9	16.1	18.6	20.8

資料) *Agricultural Statistics of Thailand*, Bangkok. 1987-1988.

同こそが親子の援助と扶養の中心を構成していることは言うまでもない。すなわち、親子間の援助と扶養の關係は、親子の世帯間における農業共同の様態のなかに何よりも表れている。

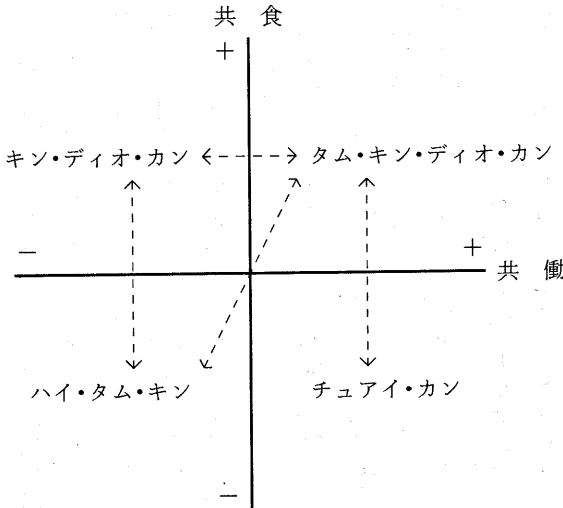
北タイはとりわけ零細規模であることが知られているが、そのうち特に北部北タイの特徴は経営規模がとりわけ小さいことである。たとえば、全国平均が一戸二六・二八ライ、南部北タイの平均が三五・四〇ライであるのに対して、北部北タイの平均は一二・二九ライであり、そのうちチェンマイ県の平均は八・八一ライときわめて零細である（一九八七年）。北タイ農業の特徴として、零細経営の農民が広範に存在することをまずおさえておく必要がある。それを確認した上で、農民の親子間の援助・扶養関係を把握するためには、その前にまず農業の共同をめぐる親子の世帯間共同関係を分類しておく必要がある。

親子間農業共同の形態は次のように分類できる。<sup>3)</sup>まず、親子の世帯が雨季作米を「共働」で生産し、なおかつ「共食」している場合（タム・キン・ディオ・カン）、それと「共働」せずに「共食」している場合（キン・ディオ・カン）、この場合は農地の経営は小作に委託している。それから、親世帯が子世帯に経営権を委譲している場合（ハイ・タム・キン）、これは子世帯がその御礼に収穫米の一部（カー・ホア・ナー）を渡している場合と渡していない場合とがある。そして、子世帯が無償で親世帯の農業に「共働」している場合、つまり「共食」することなく手伝っている（「共働」）している場合（チュアイ・カン）がある。こうした親子間農業共同の諸形態は、図示すると図1のように表せられる。しかも、こうした親子間農業共同は、図1のなかで矢印のように家族周期上で互いに転換する可能性を持っている。転換可能性の前提には、いずれの農民もそれほど経営規模が大きくないという北タイ農業特有の共通性がある。しかし、このうちチュアイ・カンをしている形態のみは経営規模がきわめて小さいために、タム・キン・ディオ・カンを除いて相互転換する可能性がきわめて小さいと考えられる。実際、農民は祖父母と親、子の三世代の間で、また子供たち兄弟姉妹それぞれの事

情によって親子間農業共同の諸形態が相違しており、これらがいろいろな組合わされて行なわれているのが常である。つまり、これらの諸形態は親子の二世代間で子供個々の事情によって様々に親子間農業共同が行われており、これらの諸形態が共存している。しかも、こうした諸形態の共存は、同時に、これらの親子間農業共同の諸形態がなんら農民階層を表すものではないことを意味している。

ところで、北タイ農民の場合、農民階層を所有規模や経営規模を指標にして分類するわけにはいかない。たとえば、農地をたくさん所有している農民でも実際に親子で耕作しているか否か、全面委託に出して商売をしているか否かによって、それと子世代が農外就労に就いているか否かによってそれぞれ収入が違っている。なかでも親子間の援助と扶養の関係が相違している。まさに、生産と生活の両方における相違が見られる。親子間共同をとらえる上において注目されなければならないことは、親子の二世代ともに農業に従事しているのか否か、さらに子世代が農外就労に就いているのか否かという点である。そして、この農業に従事しているのか否かという点が、生産様式のみならず生活様式全体にまで大きな影響を与えてい

図1 親子間農業共同の諸形態



注) 点線の矢印は家族周期によって相互転換の可能性を示している。

るのである。

そこで、以上の点を踏まえて農民を分類すると、以下のように区分することができる。まず、親子の二世代ともに農業をせずに小作に委託し、自らは商売などをしている不耕作地主の農民と親が農業をしている自作農民、この自作農民は子世代が農業に従事している場合としていない場合とに区別することができる。自作農民のなかでも親子間でチュアイ・カンをしている農民は、特に零細規模なので零細農民と呼称して区別する。それと、土地なし農民がいる。このように、不耕作地主、自作農民（さらに二つに分類）、零細農民、土地なし農民に分類することができる。この区分は、必ずしも経営規模に基づいた階層区分の指標というわけではなく、地域農業の特性や親子間農業共同の諸形態を踏まえた上での分類を示すものである。たとえば、本稿で使用した不耕作地主という概念は必ずしも大土地所有者を意味するものではない。大土地所有者でも実際に農業に従事している人もいるし、まして農業収入がそれほど多くないということもありうる。また、自作農民のなかには自小作農民が多く、零細農民は小自作農民であることが多い。と同時に、これらの分類は緩い階層区分をも示していると考えられる。かつて、水野浩一は家族周期に沿って土地の集積状態を把握し階層を分類したが、農民を農地の所有規模によって階層分類するのではなく、何よりも生産・生活様式の相違を把握できる方法で分類することがこんにち重要である。すなわち、親と子の二世代において農業をしているのか否かという区別こそが、生産・生活様式の理解においては重要なのである。本稿は、以上のような分類に基づいて農民を分類し、そこから生産・生活様式の相違を明らかにすることを目的としている。

調査地はチェンマイ県サンパトーン郡マックムルン区トンケーオ村である。北タイの中心地チェンマイから南に約二〇キロ程にあるサンパトーンからさらに東に八キロ程入った所に位置している。かつては村の名前をパプエイ（森）と言ったが、いまはトンケーオと呼んでいる。隣村のマックムルン村には常設市場があり、か

つこの村の名称が区の名称になつてゐることから、この村がこの周辺一帯の中心をなしてきたと考えられる。調査地について概略を示すと、一九九〇年一月現在で、トンケーオ村の人口数は八九二人、世帯数は二六九戸、平均世帯員数は三・三人である。村の面積は一一〇二ライ、耕地面積は全部で九二一ライである。灌漑は一九七二年にチェンマイの北にあるメーテンにダムができたため整備されている。また、三年前から企業が輸出用到大豆(トゥア・ルアン)と茄子(マクア・チウ)の生産を注文してきた。大豆と茄子の生産は輸出用に企業に出荷しているが、同年現在で前者が四七戸、後者が一一戸、それぞれ契約栽培方式によつて従事している。ほかの畑作物としては、空豆(トゥア・レ)やスイカ(マタオ)、メロン(マテン)などが、近年たくさん作られている。農民の一年間の農業サイクルは、八月に雨季作米の田植え、一二月に収穫、一月から七月までは畑作を二回行なう三毛作が普通である。畑作は個々人が好きなものを作っているが、畑作せずに日雇いに出たりすることもある。本村は、以上のように、比較的農業に依存した生活を送っている所である。

## 二 不耕作地主

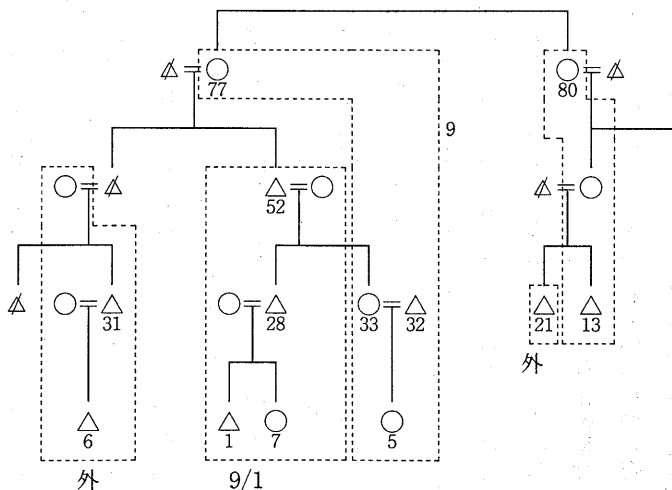
### 事例1 養豚経営者の事例

長女は二八歳で、長男は二〇歳でそれぞれ結婚した。長女夫婦は古い家(家屋番号9)に祖母と共に残つた。その後、祖母は高齢者で寝たきりの生活をしていたが昨年亡くなった。新しく建てた家(家屋番号9/1)に両親と長男夫婦が移つて生活している。家屋番号9/1に住む父親は現在五四歳で、オートバイに乗つて区医務委員(ペー・プラチャム・タムボン)の仕事をしている。村の役職は寺院のお金を集める集金人(ワイヤー・ワチャコン)を長い間している。父親は中学卒業後医務委員養成学校に進み、医務委員になった。医務委員の仕事の収入は、月々四五〇バーツで年間合計五四〇〇バーツである。長男は父親の車を含めて二台の車を使つ

て農産物の売買（カー・カーイ）をしていて、毎月平均一万バーツ以上の収入がある。長男の妻は育児をし、仕事を持っているわけではない。

祖母は農地二八ライを所有していたが、昨年末死亡したのを機に子供たちは農地などを相続した。死亡するまでは子供二人（事例では父親たち兄弟二人）に半分ずつの農地の経営権を委せるハイ・タム・キンをそれぞれ一四ライずつ行なっていた。父親はハイ・タム・キンを受けていた一四ライの農地を小作（ハイ・カオ・タム）に出していたが、収穫米の半分を小作人から貰い（こうした小作形態をニヤ・パーと言う）、その米を祖母の米倉に入れてきた。毎日食べ

## 事例 1



- 注) 1. ○△の下の数値は年齢を表す。  
 2. 括弧の外の数値は家屋番号を表す。  
 3. 「外」は村外の居住を表す。  
 4. △は死亡、≠は離婚を表す。  
 5. 本調査時点では77才の祖母は健在であった。  
 6. 点線は同一世帯を表す。  
 7. 縦線の脇の数字は子供の出生順位を表す。  
 8. 以下の事例とも同様。

資料) 1992年4月の聞き取り調査。

るお米は家屋番号9と9/1の二世帯とも米倉から粃米を取って精米にして食べていた。このように収穫米を共同して食していることをキン・ディオ・カンと言うが、この二世帯はキン・ディオ・カンしていると言える。お米だけ共同で食しているために、収穫米の一部を親に渡すこと（カー・ホア・ナー）はしていない。農地の相続はいままで通りに一四ライずつ行なわれた。

両親および長男の家族は同居しており、それで一家族（クロープ・クルア）Ⅱ一世帯（ランカー・ルアン）をなしている。長女の家族と祖母は同居してきたが、これまた一家族Ⅱ一世帯を成していた。この二家族はそれぞれ別々の家に分かれて住んでいて、それぞれが別々の家族と世帯を形成している。しかし、家族登録（タビアン・バーン）は祖母が健在な時は二家族で一つにしていた。この事例は子供たちが結婚後も家族登録を分離していない数少ない一つである。

長女は高校卒業後サンパトーンで洋裁をしていたが、結婚に伴って仕事をやめた。長女の夫はマックムルン村出身で中学校卒業後、主として農産物や果物の仲買人（カー・カーイ）を営んでいた。彼は三人兄弟の真ん中で、末の弟は両親と同居しているが、彼と長男は別居しており、親から二ライずつラムヤイの畑（スワン）をハイ・タム・キン（農地の経営を親が子世帯に委せることをハイ・タム・キンと言う）されている。その御礼として子世帯が収穫後米を親に渡すこと（カー・ホア・ナー）は、親が断っているために渡していない。長女の結婚後、父親の弟が死亡したため、それまで父親の弟が経営していた養豚を長女の夫がそのまま継承することになった。土地と建物、豚の全部を購入するのに伴って、夫婦双方の両親から資金援助を受け、九年前当時で二六万バーツかかっている。現在購入するならば一〇〇万バーツ以上はするだろうと言われている。

現在、長女の夫は毎月一〇〇匹以上、一匹約一〇〇バーツで豚を卸している。そのため、毎月の収入は一万バーツ以上ある。そのほか、三年前の二月から雑貨店を始めた。チェンマイで購入してきた生活用品を店で販



売している。また、妻が店の前で夕食のおかずを作って売っていたが、労多くして収益が少ないために一年位でやめた。夫婦とも店番をしているが、基本的には妻が店で、夫が養豚の分担になっている。四年前から親戚の子供（祖母の姉の孫）が小学校卒業後手伝っていたが、彼はその二年後にランプーンに出稼ぎに行ったため、東北タイから出稼ぎに来た夫婦がその後養豚を手伝っている。その使用人は養豚場の敷地内に簡単な家を建てて貰いそこに住んでいる。家の建築費用一五〇〇〇バーツは雇用主が負担した。日々の食事は自由にできるほかに、賃金は月一人一五〇〇バーツ、夫婦で三〇〇〇バーツもらっている。使用人はその後昨年の一・一月頃に東北タイに帰っていった。今年も再度働きに来るかもしれないそうである。それから、昨年二月から三〇〇羽の鶏を飼い、卵一つ一バーツ二〇サタンで販売している。その後、じきにすべての鶏を売却して養鶏をやめている。

毎日養豚の世話は使用人任せで、彼は村長や獣医、親戚や知人が来ると、その来客と店のビールやウイスキーを空け、時には豚を焼いてもてなしている。彼はお酒好きだと噂がたっているほど頻繁に飲んでいゝ。一方、妻は婦人会の会計を担当していて婦人会の中心的メンバーとして活躍してきた。しかし、昨年から婦人会の活動に取り組んでいたNGOの人が来なくなつたため、婦人会の活動はさっぱりなくなつたと言う。子供は一人娘で、サンパトーンの私立の幼稚園に通学している。年間の授業料は四〇〇〇バーツで、そのほか交通費が毎月二〇〇バーツかかる。子供に教育費がかかるので、子供は一人でよいと考えている。

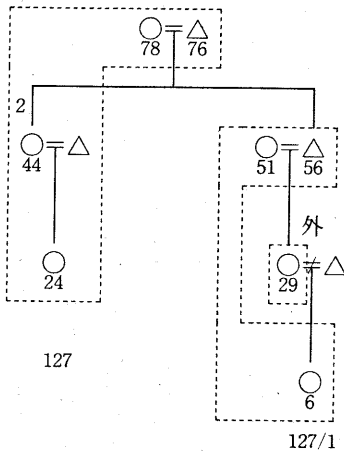
最後に、この事例を整理しておこう。まず、この事例は裕福なため農地を小作に委託し（ハイ・カオ・タム）、親子の世代とも農業に従事していない場合である。第一に、妻の父親は区医務委員をしているが、息子や婿は商売や養豚業といったように、非農業の職業に就いている。親子の二世代間において農外就労に就いている事例である。第二に、親が経済的に裕福であるため、子供に経済的援助を行なっている。長女夫婦は双方の両親

からの援助で養豚経営をしている。こうした親の子供への援助には、子供に多大の恩が発生すると考えられる。第三に、祖母が健在な時は父親にハイ・タム・キンをし、父親はそれをハイ・カオ・タムに出していた。そして、父親は長女家族とキン・ディオ・カンしていた。また、長女の夫は実の両親からハイ・タム・キンを受けている。このように、親子間農業共同が子供個々に応じていろいろ組み合わされている。第四に、長女の夫はハイ・タム・キンを受けているが、その御礼のカー・ホア・ナーは親が裕福なために断っていて渡していない。第五に、末娘がいない場合には、子供の結婚後の居住は、末息子が結婚後も両親と同居し、両親を扶養している。こんなに末娘ではなく末子が結婚後親の近くに居住し、親の面倒を見る傾向にある。第六に、この村では家族計画が実施されているため、裕福な家庭では子供が一人っ子という場合が多い。第七に、この事例の長女家族は、子供は一人しかいらぬと言っているが、その理由に子供の教育費がかかることを挙げている。子供には高学歴をつけさせる予定である。第八に、裕福な農民は使用人を雇用している。第九に、家庭電気製品のほとんどが揃っている。

事例2 仲買人の事例

この事例は末娘が結婚後も両親と127に同居し扶養している。末娘の夫はランプーン出身であり、結婚後は農産物の売買（カー・カーイ）を生業としている。実の両親からはハイ・タム・キンを受けていない。末娘も彼女の夫も学歴があるわけではない。よほど裕福である家ではないと、農村では現在の四〇代以降の人は義務教育の小学

事例2



校（四年制）卒業のみの人が多いだろう。末娘の夫はとても気さくな人で、村人の信用が厚い。たとえば、ラムヤイの販売に村人を車に同乗させ、返りに売上代の一部で彼らにお酒を振る舞ったり、近くの人の新築工事では無償で労働力を提供して助け合っていたが、それはそうした彼の姿をよく示している。

妻の両親は一三ライの農地を所有しているが、そのうち三ライを長男（127/1）にハイ・タム・キンしている。また、長男の妻は四ライハイ・タム・キン受けている（彼女の弟は五ライ、末の妹は親と同居しており二〇ライのハイ・タム・キンを受けている）。127に住む両親は長男からカー・ホア・ナー（ハイ・タム・キンに伴う御礼に渡される収穫米の一部）を貰っていない。貰わなくても十分に生活できるからである。残りの一〇ライは収穫米を折半するニャ・パーですべて小作に委託している。そのほか、ラムヤイ一ライは末娘が世話している。両親は既に年をとり引退しているが、若い時から農業に従事して生活してきた。大きな庭と大きな米倉、自動車をはじめ、ほとんどの電気製品が揃っている。村の中では事例1に次いで裕福な家である。

127に住む末娘夫婦は、子供は一人っ子の娘である。幼稚園から高校まで私立の学校に通い、大学はチェンマイにあるキリスト教の私立大学であるパヤップ大学を四年前に卒業している。私立大学は子供を出すのにたいへんお金がかかることは言うまでもない。卒業後両親の元に戻ってきたが、就職がなくて家でブラブラしていた。そして、卒業の二年後にサンパトーンにあるタイ商業銀行の支店に勤めることが決まった。始めは自宅からオートバイで通勤していたが、その後チェンマイ市の支店に配置替えになり、チェンマイに普段は住み、土日だけ実家に帰ってくる生活をしている。

この事例は、親は農業に従事していたが、子供（婿）は農産物の仲買人をし、親世代から子世代に移行するにつれて非農業の職業に転換している。第一に、ハイ・タム・キンする規模はどの子供にも必ずしも同じではなく、様々な事情が考慮されて実施され、必ずしも均分にハイ・タム・キンされていない。どの子供にどのく

らいハイ・タム・キンするかは親しだいなのである（レオテー・ポーメー）。以下は事例1と同様であるが、第二に、親が十分食べられる場合には、親はハイ・タム・キンに伴うカー・ホア・ナーを子供から受け取っていない。第三に、子供には高等教育をつけさせて、農外就労の途を歩ませている。第四に、家族計画の実施に伴って裕福な家庭では子供の一人っ子が多い。

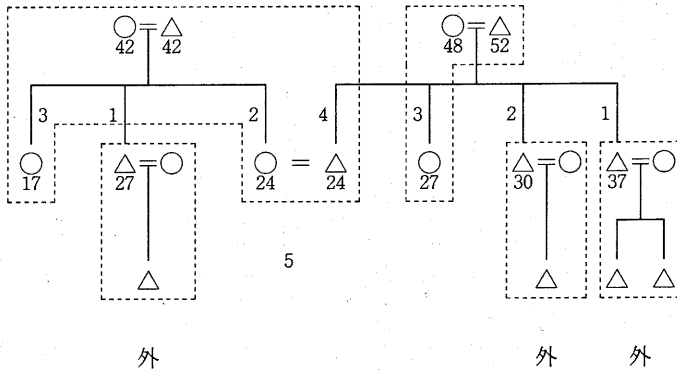
三 自作農民

(二) 子世代の地主化

事例3 子供が会社員の事例

家屋番号5の両親は農地一〇ライを所有し、農業を生業としてきたが、一昨年から農地すべてを小作（ハイ・カオ・タム）に出して、夫婦で農業の日雇いをして働いている。収穫米はニヤ・パーで受け取っている。三人兄弟姉妹の真ん中の娘は二二歳で村の同級生と結婚した。夫は四人兄弟姉妹の末子である。彼は二一歳でチェンマイの農業短大を卒業し、二二歳で彼女と結婚して彼女の家に入った。結婚後、彼らは養鶏を始めた。銀行から借金せずに両親と自分たちの資金で開始したと言う。鶏は二か月に一回チェンマイから業者が購入に来る。鶏は三〇〇〇匹いて、一匹六バーツで業者に売っている。しかし、その後一昨年に養鶏をやめている。

事例 3



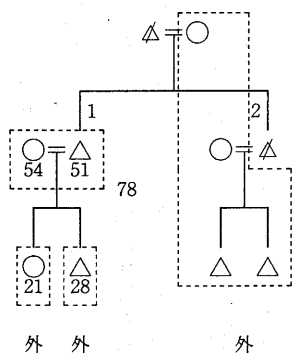
彼はチェンマイの農業関係の会社に就職しているが、通勤用に一昨年車を購入した。村で車を所有している数少ない家の一軒になったのである。夫の両親は農業をしているが、子供にはハイ・タム・キンをしていない。妻は独身の時にはサンパトーンで裁縫業をしていた。結婚後しばらく専業主婦をしていたが、昨年子供を出産した後、じきに自宅で裁縫業を開始した。妹は一七歳でサンパトーンで売子をしている。

この事例は、これまで取り上げてきた前の事例ほど裕福ではなく、親世代は農業を、子世代は非農業に従事し、親世代から子世代にかけて農業から会社勤めへと転換している。第一に、高学歴な婿を貰うことによって、子世代において地主化する途が開かれている。そうして、第二に、婿が短期大学を卒業していることが、会社員（農外就労）に就けた背景にはある。第三に、親が農業を引退すると、農業はすべて小作に委託に出して、農業の日雇いをしている。そのため、親自身はこの場合不耕作地主には転化していない。

#### 事例4 子供が公務員の事例<sup>5)</sup>

現在、家屋番号78に住む父親と母親は二人暮らしで、長男はチェンマイに住んで公務員をしている。妹はランプーンの日本人の会社に勤めていて、普段はランプーンに住んでいる。両親は五ライの農地を所有しており、白菜一ライとスイカーライを作り、その後雨季作米を作っている。そのほか、祖母と同居していた弟が亡くなったため、長男である父親が祖母の農地三ライを小作に出し、収穫米は祖母の家と半々に取得している。その反対に、父親は三ライの農地を定額小作で行なっている。父親は良心的であり、村

事例4



人の信頼も厚く、よその村の出身ながら村落委員会の委員を八年前からしている。

長男は小学校が終わる一二歳の時、地元のトンケーオ寺院で得度式（ブアッド）を行なった。一年間小僧（ネーン）を勤めた後、一八歳までランプーンにあるハリブンチャイ寺院で勉強した。この寺院はたいへん大きな寺院で、寺院の中に学校と寄宿舎を持っている。彼はそこで優秀な成績を修め、授業料は免除されるほどであった。その後、大学入学試験に合格し、チェンマイ大学の社会科学部に進学して経済学を修めた。大学卒業後、民間の会社に就職したが、出張先の田舎できつい労働に従事し、会社を退職する決意をした。退職後、公務員試験を受験して合格し、二五歳からチェンマイにある経済関係の役所（スーン・セタキド・レ・ウサハカーン・パーク・ヌア）に勤めている。彼は自宅から通勤していたが、その後昨年から自宅通勤をやめてチェンマイに住みつき、毎週日曜日には自宅にオートバイで戻って、両親の手伝いをしている。彼は今年結婚し、妻がナーンで高校の教師をしているため別居して暮らしている。日曜には、そのためにナーンに行くことが多い。実家には帰れなくなっている。妹もまた日曜日にはときどき両親の元に戻り、農作業の手伝いをしている。

この事例は、前の事例と同様に、親世代は農業を営んでいたが、子世代は地主化の傾向を有している場合である。第一に、祖母の農地三ライを小作に出し、収穫米を祖母の家（亡き弟家族）と折半しているが、これは弟が亡くなったために生じた兄弟姉妹間共同耕作の変形である。つまり、親の農地の収穫物を兄弟姉妹間で均等に分配する一つの方法である。第二に、僧になることは親孝行の一つであると考えられている。そして、第三に、小僧（ネーン）になって、成績さえ優秀であれば、大学などの高等教育を受けられることが知られる。しかし、翻って、第四に、小僧からずっとそのまま僧を続ける人が少ない。現に、トンケーオ寺院で僧をしていた二人の若い僧が昨年還俗し、出稼ぎに働きに出ている。そのため、トンケーオ寺院には古老の僧が一人だけになっている。それから、第五に、親元から離れて暮らしている子供たちは毎日曜日に自宅に戻り、両親の

農作業を手伝っているが、こうした行為は両親の恩に対する報恩に基づいている。

(二) 子世代の農業継承

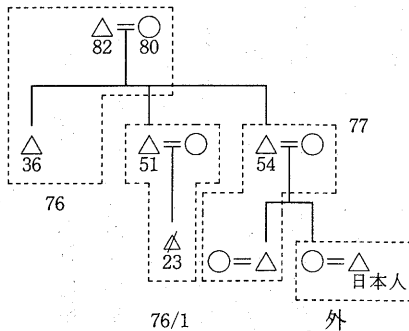
事例5 ハイ・タム・キンの事例

家屋番号76に住んでいる両親(祖父母)には三人の子供がいて、いずれも男性である。長男は結婚後近くの家に移り(家屋番号77)、次男は親の屋敷地内に家(家屋番号76/1)を立てて住んでいる。両親は独身の末の息子と一緒に家屋番号76に住んでいる。祖父母はまだ屋敷地および農地の相続を子供たちに譲っていない。

両親は既に引退し、六ライの農地を子供たちにそれぞれ二ライずつ農地の経営を委せている(ハイ・タム・キン)。両親のハイ・タム・キンに対するカー・ホア・ナーは、三人の兄弟とも二ライずつで雨季作米を二五タン、従って一ライに付き一二・五タンの収穫米を渡している。長男の妻は一ライずつ分割し相続し終わっている。次男の妻は七人兄弟姉妹で一人二ライずつ既に分割し相続している。

長男は三ライの農地を耕作していて、大豆(トゥア・ルアン)と空豆(トゥア・レ)の後に雨季作米を作っており、乾季作米は作っていない。娘が日本に出稼ぎに行っていたが、日本人と昨年結婚した。その後子供ができると遊べなくなるとして、実家に戻っ

事例5



てきて外国旅行をしたりして遊んでいたが、今年七月に日本に帰国した。彼女はお金を持っているため、親に資金援助し家を数年前に新築し、電気器具も冷蔵庫やテレビ、扇風機などを揃えてあげている。一方、息子は大工をし、息子の妻はサンバトーンで花作りをしている。

次男の経営耕作面積は四ライであるが、そこで一月に空豆（トゥア・レ）を植え付け、七〇日程後に収穫する。その後、乾季作米（カオ・ナーパン）をニライ植え、七月に収穫している。乾季作米は農地の水はけが悪いためにニライしか作っていない。耕運機（ロット・タイナー）は三万三〇〇〇バツで次男が一人で購入した。水牛一頭を一万バツで売った代金を耕運機の購入資金の一部に充てている。兄弟たちは彼の耕運機を無料で借用して使用している。八月に雨季作米（カオ・ナーピー）を四ライに田植えをし、十一月に収穫している。互いに労働交換しあう（アオ・ムー・ワン・カン）人々は兄弟姉妹を含めて一〇人以上おり、互いに手伝い合っている。ところで、次男夫婦は一人息子を交通事故で昨年失っている。しかし、日本のような「家」がないので、相続問題が起こることはない。親族の誰かだ相続すればよいのである。

末子はまだ独身で結婚したい意志はあるが、結婚に恵まれていない。一人で農業に従事し両親と同居して暮らしている。彼はお酒を飲んだりしてみんなと楽しく遊んで過ごしている。

この事例は、親世代が既に引退し、子世代が農業に従事していて、親子間でハイ・タム・キンが行なわれている場合である。第一に、ハイ・タム・キンが兄弟姉妹間で均等に行なわれている。第二に、ハイ・タム・キンの返礼であるカー・ホア・ナーが親に平等に渡されている。第三に、兄弟姉妹の間では農作業はアオ・ムー・ワン・カンの関係にあり、兄弟姉妹が互いに対等の立場で助け合って農業耕作をしている。第四に、娘が日本人と結婚している場合には、親世帯を経済的に援助し、親は子供からの仕送り之家を新築し、電気製品などを揃えた優雅な生活を送っている。しかしながら、彼女の援助は親世帯に対してであり、オジやオバなどの親族



にまではなされていない。

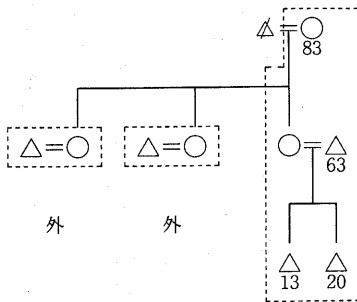
### 事例6 木彫りをしている事例

父親は三人兄弟姉妹の長男である。二人の兄弟姉妹とも既に死亡しており、彼は農地三ライを両親から相続している。他方、母親は四人兄弟姉妹で、そのうち一人死亡しており、土地の相続はまだ完了していない。そのほか、豚を数匹飼育しながら、ほかの家から豚の飼育を預かって面倒を看ている。姉のうち一人が隣村のマックムルン村に居住しており、農作業を互いに手伝い合っている。もう一人の姉は遠くチェンダオに住んでいる。現在地には二〇年程前に購入して以来親子が同居して住んでいる。

事例6の場合、両親が農業の経営権を持っており、長男はそれを手伝っている。農地三ライでは、空豆（トゥア・レ）を二ライ、白菜（パッカー・カオ）をニンガーマとネギ（ホーム・ヤオ）ニンガーマをそれぞれ二回ずつ作っている。その後、三ライすべてで雨季作米を作っている。白菜やネギはマックムルン村の常設市場に持って行き、一キロ三バーツと五バーツ程でそれぞれ販売している。こうした野菜の種は、種の缶詰（台湾産の缶詰）を農協や店から購入して調達している。

二〇歳の長男は両親の農業を手伝っているほか、チェンマイの材木商から木材を購入し、それから木彫りを作ってチェンマイの木彫り店に持ち込んで売っている。この木彫りの収入は自分個人の収入になり、このお金でオートバイを購入し、チェンマイとの往復に専

事例6



門三ライでは、空豆（トゥ

ら使用している。一〇〇バーツで購入した木材から木彫り五〇〇個作っている。木彫りは観光客用の小さいもので一つ三バーツ位にしか売ることができないが、一か月の収入は六〇〇個作って一八〇〇バーツ程になる。このように木彫りに力を入れて仕事をしている人は、この村にはおよそ二〇人位いる。

ところで、彼は昨年二〇歳をむかえ徴兵制のために抽選(ケーン・タハーン)で軍人になる籤を引いてしまったため、家を離れて軍人に六か月間ならなければならなくなった。昨年は、トンケーオ村から二人が軍人になる籤を引いている。それが決まった当日、村人が彼の家に集まってきて話合っていた。彼の父親は「うれしい、国のために働けてうれしい」と筆者に酒で顔を赤くしながらしゃべっていた。しかし、母親は農業の手がなくなることや軍人の給料が大変安いことなどを説明し、多少とも今後が不安の様子であった。本人は別にいやだとかうれしいとか語ってはいなかったが、やはり不安の様子が窺えた。

この事例の親子はたいへんまじめで、お酒を飲む姿をほとんど見たことがないし、また実際よく働いている。なかでも長男は若くて遊びたい盛りにもかかわらず、実によく働いている。家にいる時は木彫りをし、雨が降っても「こんな小雨は笠なしでいいよ」と言って、親の農作業を手伝っていた。

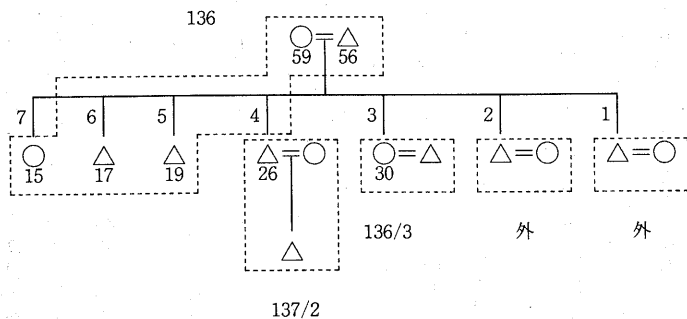
この事例は、子供が木彫りをしながら親の農業を手伝っている場合である。まず第一に、家族全員が実にまじめでよく働いているが、先の事例5の子供(公務員)と同様に、子供がたいへんまじめで親孝行である。第二に、木彫りなどの収入は基本的にその人個人の収入になる。しかし、その個人のお金をあまり使うことなく残るようだったら、両親にそのうち何千バーツかをあげている。これも親孝行の一つである。第三に、二〇歳のさいの軍人になる抽選では、父親は「とてもうれしいことだ」と感じている。しかし、この家の人がたいへんまじめだからだと思われる。なぜならば、よその村などでは軍人にならないことを希望している人々がおおり、この感情は必ずしも一般的ではないからである。

四 零細農民

事例7 子世帯が日雇いの事例

家屋番号136の母親は兄弟姉妹が六人いて、各自一ライオンガー又ずつ相続し終わっている。夫方からの農地の相続はなかった。夫は妻と一緒に農地一ライオンガーを耕作している。畑作はせずに日雇いに出ていて、雨季作米のみを作っている。雨季作米は村内に住む長女と三男の家族が無償で手伝いに来ている。しかし、子世帯はいずれも日雇いで生計を立てており、親は子供の農業の手伝いに行くことはない。従って、この親子間の助け合いは等価交換が想定された労働交換ではなく、子世帯から親世帯に対して無償の助け合いであるチュアイ・カンが行なわれている。<sup>7</sup>この場合、チュアイ・カンは無償の労働提供であり、親の恩に対する子供の報恩である。そのほか、兄弟姉妹や知人の場合などでは、互いに農作業を手伝い合うアオ・ムー・ワン・カンによって労働力交換をしている。時々は農作業の日雇いに出ているが、日雇いは一人一日粗米ニタン（二〇キロ）を収穫後貰える。畑作の日雇いの場合には、すべて現金で賄われていて米で支払われることはない。子世帯は、こうした日雇いによって生計を維持している。

事例7



昨年長女が家(136/3)を新築したが、父親は労働力を提供し、資材などを購入する資金援助はしていない。兄弟姉妹の子供や近くの村人が無償で手伝って家を建てた。こうした手伝い合いは一般的にチュアイ・カンと呼ばれている。これには現金の報酬もないし、昼食の提供もなく、いつか家を新築することがあったら労働力の反対給付をするという暗黙の下に、大変長い労働力交換のサイクルのなかで考えられている。しかしだからといって、必ずしも労働力の返済が将来あるとは限らず、あてにはできない側面を持ち合わせている。一般的にチュアイ・カンという手伝い合いは、基本的にそうした性格を持っている。

父親は、すべてが親子の世帯ごとに分かれて所有されている(コン・ラ・コン)と説明し、子供たちが自分一人で生活していくこと(ハー・コン・ディオ)、経済的精神的に独立して生活すること(コン・カイ・コン・マン)を強調していた。このように親が子供の経済的精神的独立を求めることは、この事例のみならず零細な農民層に顕著に見られる。たとえば、先にあげた労働力の提供のほかに、電気代は親子の世帯間で均等に分割して支払っている。しかし、その一方で、互いに助けあえる所は助け合っている。たとえば、トイレや水浴びをする所は子供が親のを利用して、電気製品の所有状況については、親世帯はテレビや扇風機など少し持っているが、子世帯は何も持っていない。子世帯は電気製品の購入で親世帯の援助をあてにすることはできない。自分で稼いだお金で電気製品を購入せざるをえないのである。

トンケーオ寺院の僧侶をやめてクルンテープの工事現場の人夫に出稼ぎに行っていた母親(家屋番号97)の弟の子供が、お正月に三か月ぶりに帰ってきた。三か月間に貯めたお金のうちから二〇〇〇〇バーツを両親に渡している。子供たちが自分で稼いだお金は自分のものである。両親のほうから無心することはない。彼を含めて子供たちはお金がある時にだけ、自発的に両親にいくらか手渡している。世帯主は家族員を統制することはなく、どこに出稼ぎに行こうと子供の自由である。そして、親にお金をあげるあげないを含めて、いくらあげ

るのかにいたるまで子供個々の自由に任されている。こうした傾向は、階層や農業共同の形態の如何を問わず見られるが、なかでも零細農民や土地なし農民に顕著に見られる。

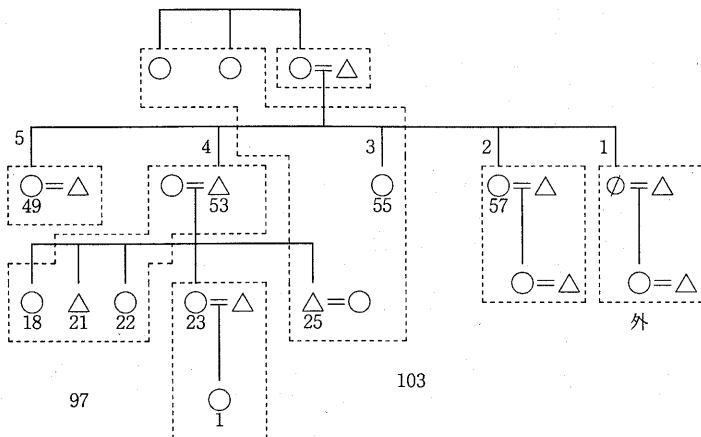
この事例の場合、親には零細な農地しかないので、子世帯にハイ・タム・キンをすることができず、親子の世帯間でチュアイ・カンで農業が行なわれている。そのため、第一に、零細農民の場合には、親は子供に経済的援助を十分することができず、経済的精神的独立を子世帯に求める傾向にある。第二に、子世帯の生計は基本的に農作業の日雇いに依存している。第三に、家族員は比較的自由であり、世帯主による統制は大変弱い。第四に、親子間ではチュアイ・カンの農業耕作が行なわれているが、これは子供による親への報恩の表れである。第五に、親世帯は電気製品を少しは所有しているが、子世帯は何も所有していない。

五 土地なし農民

事例 8 小作人の事例

家屋番号 97 に居住する父親の二代前の先祖たちが、トンケーオ村に移住してきて現在の組五に親戚たちと一緒に住み着いたのが始まりである（この村は組が五つに分かれている）。彼の親族は

事例 8



農地がないため、農業の日雇いをはじめ日雇い一般（ラブ・チャン・トゥア・パイ）をして生計を立ててきた。97に居住している父親は、一五年以上前にチェンマイの中国系の商人から依頼されたのがきっかけで、ニンニクの皮剥き作業を差配して自らも従事してきた。現在は、彼の長男夫妻が主にこの仕事に従事している。彼は数年前からはわずかの収入にしかならないが、床屋を始めて家計の足しにしている（一人五バーツの料金である）。

二年前に村長から彼に話があり、チェンマイの人から二〇ライの小作を請け負っている。農地一〇ライで大豆（トゥア・ルアン）を二回作り、残りの一〇ライで乾季作米を作っている。これらの作業はすべて労働交換（アオ・ワン・カン）ではなく、すべて日雇い（ラブ・チャン）を一日七〇バーツ（昨年の特典）で雇って行なっている。その後、二〇ライすべてで雨季作米を作っている。雨季作米の田植えや収穫の時には労働交換の人たちを頼んで作業する。地主には二〇ライの農地から収穫された雨季作米のみに対して粃米三〇〇タンを渡している。小作米は雨季作米にのみ課されていて、乾季作米や畑作には課されない。小作の場合、一ライに付き粃米二〇タンかもしくは一〇〇〇バーツの小作料の支払いが普通の相場であるから、彼の場合は比較的安い小作料と言えるだろう。彼によると、肥料の散布量によっては一ライで粃米二〇〇タンが収穫できることがあり（普通には多くて一ライで一〇〇タン収穫できる）、収穫量が増加するために定額小作はたいへん有利である。彼は小作を請け負ってから、妻の兄弟と二人で耕運機を購入した。また、娘たちはニンニクの皮剥きなどの農業の日雇いを辞めて、裁縫の仕事に転職して、生活水準が多少とも上がっていることを伺わせる。

彼は組五の組長を勤めて五年になる。組五は毎年四月の正月（ソックラーン）に村長や区医務委員らにダム・ファ（正月に実施される尊敬の気持ちを表す儀礼）に集団で行っているが、彼が組長をしていることに示されているように、彼が組五のリーダーをしている。村長らに対して毎年かさずダム・ファに行くこと、組長を

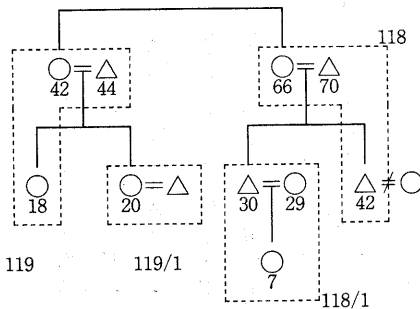
勤め村長の仕事を支えてきたことなどが、村長が彼を小作人を選んだ背景にはあるだろう。

この事例は小作人の場合である。まず第一に、土地のない農民は数世代以前にこの村に入植してきて一カ所に居住している。そのさい、一族ではなく親族で入植している。第二に、村長が彼を大地主の小作人を選んでいる背景には、たとえば毎年村長のところにダム・ファに行ったり、また組五の組長に就いて村長の仕事を補佐している事情などがある。第三に、都市に居住している不在地主が現れていることが指摘できる。そしてこの場合、第四に、小作形態は定額小作であるが、肥料の散布によって米の収穫量が増加し、定額小作は刈分小作に比べて比較的收入になっている。第五に、世帯員が生活水準の上昇に伴って農業の脱日雇化を図っている。

事例 9 タイル貼り職人の事例

両親は家屋番号118に住み、同じ屋敷地に末の息子が結婚後家を建てて家屋番号118/1に住んでいる。その隣には母親の妹家族（家屋番号119）が住んでいる。親の兄弟姉妹は祖父母の死亡時に既に屋敷地を分割している。118の両親は若い時には日雇いを行なって生計を立ててきたが、今は現役を退いて引退している。両親は二人で住んでいるが、長男が離婚して戻っており、彼の食事の世話をしている（家族登録を両親と一つに戻している）。しかし、彼は無料で土地を借りて小さな家を建てて一人で住んでいる。庭にはラムヤイの木が繁茂し、このラムヤイの販売額年間一万バー

事例 9



ツ位の収入になる。また、母親は自分が死んだら五万パーツの保険金が貰える保険に入っていて、自分で毎月支払っている。

三〇歳の末の息子(118/1)は、毎日チェンマイに親方(ポー・リアン)の車に六人で乗って仕事に出かけている。親方の家は近くで雜貨店を開いている。親方は村の若者六人を連れて建設現場を渡り歩いていて、彼は家の内部のタイルを貼る職人である。彼の一日の賃金は六〇パーツで、一か月間三〇日毎日働いて一八〇〇パーツしか稼ぐことができない。妻は時々ニンニクの皮剥きの日雇いなどを行なっているが、ほとんどの日は仕事がなく昼寝(「枕のようだ」という意味で、ベープ・モーンと言う)している。家の中には冷蔵庫やテレビなどはなく、みんな近くの家に遊びに行つて過ごしている。末息子の妻は実の両親には土地がなく、土地の相続による取得は不可能である。結婚に関しては、土地なし農民の場合には土地なし農民もしくは零細農民の間で結婚する傾向がある。

ところで、末息子の妻は近くの親族や隣人たちの女性とあだ名で呼び合っている。この冗談関係には、夫の親方である人の妻が含まれている。従つて、女性どうしの間には夫どうしの関係が介在してこないと考えられる。また、近所の人々を巻き込んでいて、親族だけに限られない開放性を持っている。

彼の兄は離婚して戻つてきて、無料で土地を借りて一人で小さな家を建てて住んでいる。兄はラジオの修理をしているが、一つ修理しても二〇—三〇パーツときわめて少ない収入にしかならず、毎月収入はほとんどない状態である。親の家に戻つてきても、親が既に引退し働いていないために生活は苦しい。末子の家族と両親とは、家計が互いに独立して分かれており、竹で作った米倉がそれぞれの家にあることがそれを端的に象徴している。土地なし農民の場合には、親子間、兄弟姉妹間の各世帯が互いに独立している点に特徴がある。

彼の母親の妹家族は隣接した家屋番号119に居住している。妹家族も農地を所有していないために、世帯員全



員が日雇いをして生活している。長女が結婚して親の屋敷地に居住しているが、若い二人とも日雇いをしてい  
る。長女の夫の実家も土地なし農民であり、土地の相続は期待できない。119の妹家族ではほかに子豚を一二頭  
飼育している。また、井戸は姉家族の井戸を使用していて、自分たちの井戸は持っていない。

土地なし農民については、従来の研究ではほとんど取り上げられることがなかった。そのため、ここで多少  
とも詳細に整理しておくことにしよう。まず第一に、親子の世帯とも冷蔵庫やテレビ、バイクといった現在中  
流の農民が所有しているものを所有していない。ともかく、土地なし農民の場合には電気製品などを所有する  
ことが困難な状況にあることは確かである。第二に、子供数が裕福な家庭と同様に一人っ子が多くなりつつあ  
るが、土地なし農民のなかには子供が二―三人いる家もある。いずれにしろ、子供の養育費がかかるので、  
いまの若い世代は子供数を減らす傾向にある。第三に、土地なし農民は同じ土地なし農民の人と結婚する傾向  
にある。第四に、この事例では末息子結婚後親の屋敷地内に居住し、チェンマイに日雇いに出ている。親と  
同居せずに別居であるが、親の屋敷地内に居住して親の日常生活の面倒を看ている。子供全員が村から出て行  
くことは、土地なし農民の場合にもやはり数少ないと言えるだろう。第五に、親元に残った子供は親と同居せ  
ずに世帯を分けて居住している。これは、比較的裕福な家庭では親子が同居しているのに対して、土地なし農  
民の場合はほとんど親子間で別々に居住している。第六に、子供が離婚した後には、親元に戻ってきて親の世  
話になっている。この事例の場合、その子供に働く意欲が乏しいように見受けられるが、土地なし農民であつ  
ても離婚後子供をそばに置いておくこともありうることを示している。第七に、村に残った子供たちは農業で  
はなく大工や左官などの農外労働に従事し都市に通勤している。しかも、この仕事関係は「親方子方関係」を  
形成している。第八に、妻は時々日雇いに出て働くが、大半の日はあくせくせずに昼寝（ベープ・モーン）し  
て暮らしている。第九に、親が生命保険に加入している。現在の葬式は普通七万バーツ前後のお金がかかり、

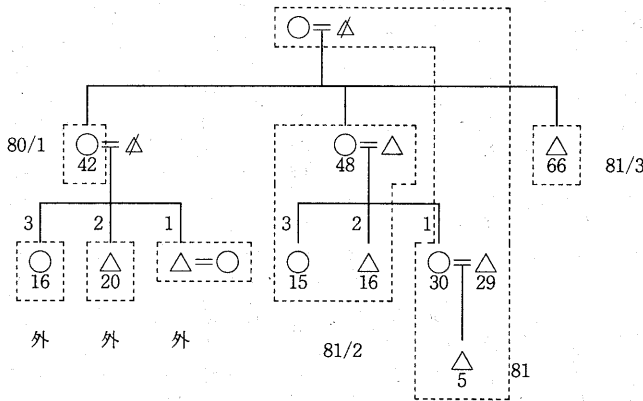
保険に加入していなければ子供たちだけでは支払えない。そのために、一部の土地なし農民などは生命保険に加入しているのである。第一〇に、妻たちが互いにあだ名で呼び合う冗談関係にある。夫の親方の妻が冗談関係に入っていることから、夫どうしの「親方子方関係」が妻どうしの関係に必ずしも影響を及ぼしていない。

事例10 鉢植え職人の事例

家屋番号81に居住する祖母の親たちが、その昔サンパトーン郡メーカー区メーカー村からトンケーオ村に移住してきた。現在に至っても農地を所有しておらず、祖母の親族は代々日雇いで生活してきた。

家屋番号81/2に住む次女家族は子供たちも手伝い一緒に鉢を作って、一つ五〇パツで販売していた。その後、昨年末から彼女の独身の長男と次女はクルンテープに出稼ぎに行っている。そのほか、自転車の修理も一回一〇パツでしている。鍛冶屋を一〇年余していたが、ここ二年間程景気が悪くしばらくやめていた。世帯主はランプーンからここに働きに来て婿入りし、こうした仕事を営んできたのである。彼は親からの相続した土地が少ないので兄弟姉妹に売買して、身体一つで働いてきたと言う。若い頃はボクシングが強く、身体には自信があった。身体が強いこと(ケン・レン)が男には大切だと強調している。身体の頑強さが、男

事例 10



性の大切な価値であると考えていることが分かる。六六歳の長兄は妻に先立たれ、一人で小さな家(81/3)を建て日雇いをして生活している。彼もまた農作業などの重労働をし、年老いても一日で一〇〇パーツ以上稼いでいて、一人で暮らすことに抵抗がない。

三〇歳の長女は二四歳で結婚した。夫はバンコクの工事現場で働く差配をしている親方をしていたが、一昨年から村に帰ってきた。現在は、祖母が住んでいる家(81)で祖母の面倒を看ながら、夫は大工、妻は日雇い農業をしながら生活している。お正月のある日、祖母の具合が悪くなり、気持ちが悪く吐き気がすると言うので急に病院に入院させた。彼女がその準備や看病を行っていたが、入院の翌日には親族がさっそく大挙してお見舞いに行っている。なかには、祖母にお金をあげる人もいる。お正月のダム・フアには、祖母の所には近くの家屋番号118の女性や子供たちが来ている。

末娘は近くに一人で80/1の家に住んでいる。彼女の夫が数年前に亡くなったためである。長男はチェンマイに、次男と末の娘はクルンテープにそれぞれ出稼ぎに出ていて、出稼先から母親に仕送りしている。その仕送りで生活するとともに、彼女は亡くなった時七万パーツの保険金が貰える保険に加入している。しかし、家の中には冷蔵庫や自転車など中流階層にある家財道具はない。

ところで、先の事例で触れたように、彼女たちは互いにあだ名で呼び合っていて楽しんでいる。テレビがないので、近所の人たちが昼夜集まって楽しく語り合っていて過ごしている。絶えずあだ名で呼んでは笑い合っている。元手のかからない、安上がりの遊びの過ごし方である。

この事例も土地なし農民の一例であるが、この事例では先の事例と同様の特徴が見られる。それを繰り返すことになるが逐一あげてみると、冷蔵庫やテレビなど電気製品がないこと、子供が少ないこと、親子が世帯分けして居住していること、男性は親族間で毎晩語り合っていて過ごし、女性はあだ名で呼び合い楽しく過ごしてい

ることなどがあげられる。こうした傾向は、裕福な家庭にはあまり見ることができない。むしろ零細農民や土地なし階層に特有の過ごし方であると言える。また、親が保険に加入し、葬式代を準備しておくことも裕福な家庭には見られない。というのは、裕福な農民の場合にはいざという時に必要なお金を調達することができるので保険に入る必要がないからである。

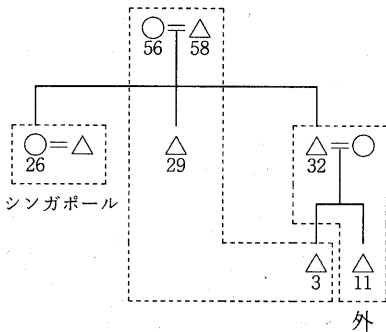
最後に、先の事例には見られないことを整理すると、第一に、入院のさいには、親族が大挙してお見舞いに行く光景が見られたが、これらの姿は親族の絆が強いことを伺わせる。親族の助け合いは裕福な家庭や零細農民よりも強いと言えるだろう。第二に、ある家では子供たち全員が出稼ぎに出ている。この場合、両親の世話をする人は残っていないが、近くに親族がいるので心配いらぬのであろう。第三に、親は子供からの仕送りに頼って生活している。子供からの仕送りは親への報恩の印である。

事例11 キリスト教徒の事例

この事例11はキリスト教徒という特別の場合である。父親は二七歳の時に両親の影響でキリスト教に入った。彼の両親は現在もチェンマイ県パオ郡に住んでいる。トンケーオ村に来る前は、メリム郡から始まってサムン郡、パテオ郡、ファン郡、サンパトーン郡、チェンマイ郡と布教してきた。現在五五歳で、二〇年前からトンケーオ村に居住しており、一三年間村役人（カマカーン・ムーバーン）を勤めている。

ところで、隣接するロンナム村には一九五八年にキリスト教

事例 11



の教会（ポットもしくはキツチャターラティブ・バーン・ロンナム）が建設されている。その時、プロテスタント系のキリスト教の布教があり、マックムルン区で四〇〇人程の子供たちにエンピツやノート、あるいは洋服や毛布、奨学金などの施し物が行なわれた。その後、一九七五年に会議を開く場所（サーラー・パチャーン）を建設した。その年以降、エンピツやノート、洋服、奨学金などの支給が本格的に開始されている。しかし、その数年後にはトンケーオ村の人を含めてほとんどの人が教会に通わなくなった。三年前の日曜日のミサ（ナマサカーン）には、教会の近くに住む人たちが一三人（うち四人は子供）が参加していたにすぎない。全部で一三家族、三五人位の人が信者であると言うが、五―六人しか参加しない日もあると言う。四〇歳代の女性が一人会議場に隣接した部屋に住み込んでいる。そして、ノンホン郡に牧師がいて時々説教に來ているが、資金の援助はなくなり困っていると言う。

話を戻すと、彼の二人の姉妹は現在チェンマイで布教の仕事をしているが、彼は二〇年前にトンケーオ村に來てから教会を建て布教を始めた。収入は上部教会からの資金と養豚を少ししていただけで田畑は所有していない。田畑の日雇い仕事に出いくことはしない。養豚は家を新築する以前の四年前にやめた。彼はキリスト教の牧師という仕事柄、村人からは先生（アーチャン）と尊称で呼ばれている。子供たち三人全員ともキリスト教の奨学金を貰い学歴を身につかせた。長男は高校を出て、現在チェンマイで果物などを売っている店を開いている。結婚して一一歳と二歳の子供がいて、一一歳の子供は同居しているが、二歳の子供は両親に預けて面倒を見て貰っている。時々トンケーオ村に子供の顔を見に來ている。お正月には仕事が忙しくて親にダム・ファには來なかつたが、四月中に一度は両親のもとを訪れている。真ん中の娘はチェンマイの私立大学パヤップ大学を卒業し、英語を生かしてチェンマイのホテル・ドシットに勤めていた。チェンマイのホテルに宿泊に來たシンガポールの中国系の人と知り合い、昨年結婚して現在シンガポールに住んでいる。両親は息子よりも

娘をかわいがっており、家のなかには娘の写真が山のようにあり、娘を自慢し娘中心に生きてきたことが分かる。タイの場合、息子よりも娘のほうが両親の面倒見がよく一般的には好まれている。その典型的な事例の一つである。

彼女は昨年シンガポールの人と結婚した後、夫の援助を得て両親に新しい家を建てた。平屋ではあるが、内부는ホテルのように設計し作っている。農村には珍しく様式トイレがある。彼女が戻った時に寝る彼女専用の部屋も拵えた。もちろん、電気製品もほとんど完備されている。彼女の夫はエンジニアで、月給はタイ・バーツでいうと月約四万バーツと高級取りである。彼女は夫の援助を仰いで両親に家を新築してあげたのである。これは、娘から親への報恩の表れである。彼女の夫はタイ語が話せないもので、彼女たち夫婦は英語で話している。夫の両親は中国人で中国語で普段は話している。彼女の両親はタイ語しか話せない。このように、親子それぞれの夫婦で会話が異なっている。これからの新しい家族像の一面を示しているだろう。

末の息子は、高校卒業後村に戻り、時々日雇いをしていたが、現在はほとんど仕事しないで両親の世話になっている。父親と末子の彼は仕事もせずにお酒を毎日飲んで暴れる光景が多く見られるようになった。彼らが毎日お酒を飲んでいることは村人たちに周知のことになっていて、社会的に評判を大変落としている。彼の妻の説明から斟酌すると、父親が飲酒する原因として、四年前から上部の教会から給料が支払われなくなったこと、それに加えて家を新築してもらい、娘が仕送りしてくれるので働く必要と意欲がなくなったことがあげられるだろう。

このほかに気がついたことは、仏教は虫を含めて生命あるものを殺してはいけないと教えているのでタイ人は普通虫を殺さないが、この家では蠅叩きを置いて絶えず蠅を殺している。やはり、キリスト教を信仰しているためなのであろうか。しかし、その一方で、近所の人気が病気になることこの理由について「霊を害すること

をした（ピット・ピー）からだ」と説明していた。こうしたピー信仰は、タイ人の固有の土着信仰であり、キリスト教徒といえども土着信仰はなかなか捨てきれないことを物語っている。

この事例は、農民ではないが、農村に居住しているキリスト教の牧師という特異な場合である。まず第一に、外部者であつても村役人になれることを示している。ただ、彼がこれまで「先生」と呼ばれてきたように、社会的地位が高く認知されてきたことに注意する必要がある。彼の社会的地位が高かったがゆえに、村役人になりえたと言えるだろう。それから、第二に、娘がシンガポール人などの外国人と結婚している。タイにいる以上に裕福な生活ができるので、外国人と結婚した女性が多く、結婚後に両親に新築の家を建ててあげる傾向にある。これは娘による両親への報恩の表れであるが、社会的ステイタスのシンボルである家屋の新築によってそれを示している点が注目される。第三に、キリスト教徒（牧師）の場合、奨学金によって子供に高学歴を身につけさせている。外国人との結婚を可能にしたのは、彼女が高学歴を有し英語が話せるからである。第四に、息子よりも娘のほうが、親には面倒見がよいために好まれている。第五に、キリスト教徒でもピー信仰を抱いており、土着信仰が容易には崩れないことを物語っている。最後に、これは事例1と同様であるが、第六に、金銭面で余裕があると男性はお酒を飲むようになることが指摘できる。しかし、この事例は村人に酒を振る舞う姿はあまり見られなかった。

## 六 結びに代えて

本稿は、トンケーオ村の農民を事例にして親子間農業共同の諸形態を踏まえて農民階層をとらえ、生産と生活の様式の相違を把握してきた。最後に、そこから導出されたことを整理してまとめとしよう。

トンケーオ村の場合、小作にすべての農地を委託して（ハイ・カオ・タム）自分では耕作しない農民は最も

裕福な人たちである。こうした不耕作地主の職業は、事例1のように養豚を営んだり、あるいは事例2のように商人（カー・カーイ）であった。事例1が一四ライ、事例2が一四ライ（そのうち四ライの農地を別居している子供にハイ・タム・キンしている）と、よその村に見られるように彼らとてそれほど大きな農地を所有しているわけではない。そして、彼らは小作から収穫米の半分を受け取っている。事例1の場合は、祖母の生前では、土地の所有者は祖母であり、その土地は二人の子供にハイ・タム・キンされ、彼らは小作に出し（ハイ・カオ・タム）、家屋番号9/1の父親は長女家族と二世帯間でキン・ディオ・カンを行なっていた。このように、親子間の農業共同は子供個々の事情に合わせて行われていた。

家族計画が導入されていることもあって、裕福な家庭では子供の数を制限し、子供に多くの教育資金の投資が行なえるようにしている。子供を幼稚園から私立学校に通わせ、将来は大学に進学させて公務員などに就職させたい意向を持っている。すなわち、子供の教育に投資し、将来公務員や会社員などの農外就労の途を志向している。

また事例1では、子供が養豚を開始するにあたって親が資金援助をしている。事例2では、子供を大学に進学させている。そして、事例1と2の場合とも末子が結婚後親と同居して生活しているが、この点は子供の親に対する報恩を表している。親子間世帯の同居は、親の恩が大きい場合に限って行なわれている。親子間の世帯の同居は、子供は普通には自由を求めて別居する志向性を持っていることに加えて、これら以外には一時的に同居している場合を除けば見られないからである。

次に、自作農民についてであるが、事例3と4はいずれも親が農業していたが、子世帯が農外就労に就いている。事例3は農地一〇ライを所有しているが、娘婿は農業の短大を卒業し、チェンマイの農業関連の会社に勤めている。農地の経営規模は本村のなかでは比較的多いほうであるが、子世代が非農業に従事している原因



は、子供の娘ではなく娘婿が短大を卒業し会社勤めをしているからである。ほかの事例を見ると、一〇ライ所有している場合であるが、子供が小学校を卒業しただけの場合で農業以外に従事することができない場合があることから、農外就労に就くの<sup>(8)</sup>に学歴が関係していると考えられる。たとえば、事例3は婿が高学歴を有する場合に、子世代において非農化することができると示している。それから、長女は結婚後親と同居しているが、これは一時的なものであろう。それは長女の夫が会社員であり、親と同居する必要性に乏しく、また末娘がまだ結婚していないからである。親子の世帯間同居は、こんにち同居することが都合のいい子供が同居する傾向にある。事例3はその後親が農業をやめ、日雇いをして時々日銭を稼ぎ、ニャ・パーで収穫米を半分貰っているが、これは家族周期の上で、世代交替に伴って自作農民から不耕作地主に転換する可能性があることを示している。

事例4は農地五ライを所有し、その上三ライを借用して経営しているが、息子は大学を出て公務員に、娘は高校を出て日本の企業にそれぞれ勤めている。この事例も子世代が地主化の途を選んでいる場合である。事例4の場合、息子は小さい頃から仏門に入り、成績が優秀なために高等教育を受けることができた。この事例は親が子供を大学に出せるほど裕福ではない場合には、子供が仏門に入って成績が優秀ならば高等教育が受けられる機会があることを示している。その後今年結婚したが、妻がナーンで教師をし自分はチェンマイ大学の大学院に入学したために別居して暮らしている。この事例は、世代交代に伴って親が引退した後には農業をせず小作に委託して、不耕作地主になっていくことが予想される。

これらは、農民のうちで子世代が非農業に従事している場合である。これらの事例は、子供が学歴を身につけているか否かが、子世代が農業を継承するか否かの分岐点になっていることを示している。事例3は婿が高学歴である場合であり、事例4は僧になって高学歴を身につけた場合であり、こうした二種類の方法が子世代

において地主化する方法としてあることが分かる。自作農民において子供が農業を継承しているか否かは、自作農民の親子間共同ないし親子間の扶養関係を把握する上で決定的に重要な点であることが分かる。それについても、これらの事例は大学を卒業した高学歴者がいま農村に居住し始めていることを物語っている。

事例5・6は子世代が農業を継承している場合である。これらの場合は子供たちが学歴を身につけていない。事例5は親子間でハイ・タム・キンが行なわれている場合であるが、この事例は親世帯から子世帯に農地の経営権が委譲されており、その御礼として収穫米の一部（カー・ホア・ナー）を三人の子世帯が平等に親に渡している。不耕作地主の場合には、子供からのカー・ホア・ナーを親が断っているのと対照的である。事例6は子供が親の農業を手伝いながら木彫りをしている場合である。子供はまだ未婚で親と同居している。木彫りをしているのは、農繁期以外に家で多少とも収入の途を求めたためである。これらの事例はそれぞれ六ライと三ライの農地を経営しており、事例3・4と比べるとそれほど多くの農地を所有していない。しかし、これらの事例は親子間でチュアイ・カンをしている事例7の一ライニンガーヌよりも多くの農地を経営している。

事例5のうち家屋番号76/1の家では、娘が日本に出稼ぎに行き、日本人と結婚して親に家を作り、電気製品を購入してあげている。この場合は、子世代が地主化するわけではないが、生活水準をあげることにつながっている。現在、タイでは日本人と結婚するタイ女性が増えている。そうした場合には、日本人と結婚した女性はお金があるため親に家を新築してあげたり、電気製品を揃えてあげたりしているが、それは子供の親への報恩の表れである。

ハイ・タム・キンは農地の経営を子世帯に委せるものであり、その意味で子世帯に経営の独立と責任を負わせるものである。その意味において、子世帯にある一定の経済的精神的独立を求めるものである。しかしながら、子世帯に経済的精神的独立を求める程度は零細農民（事例7）ほどには強くはない。それは、ハイ・タム・

キンの場合には、親世帯が子世帯にハイ・タム・キンを与えて経済的に援助しているからである。それによつて、子世帯は食べる米を確保し、さらに畑作からも収入があがることから生活の基本的な点は困らない。そのために、子世帯は親のハイ・タム・キンに対する御礼（カー・ホア・ナー）をしている。親が裕福な場合には、子世帯からのカー・ホア・ナーを断っている。このように、ハイ・タム・キンを行なっている場合には、親が農地の経営権を委せてくれたハイ・タム・キンに対する御礼（トープテン・ブンクン・ポーメー）としてカー・ホア・ナー（収穫後に両親に渡される米）が渡されている。ハイ・タム・キンは両親の「恩」であり、それに対する子世帯からの報恩の表れがカー・ホア・ナーである。親がカー・ホア・ナーを断っている場合には、報恩が将来何らかの形で行なわれることが期待されている。

しかし、事例7のようにチュアイ・カンを行なっている場合にはきわめて零細な農地しか経営しておらず、それゆえ子世帯にハイ・タム・キンを行なうことができず、親が子世帯に十分な援助（「恩」）を与えていない。そのため、親は子世帯に経済的の精神的独立を強く求めている。ハイ・タム・キンが行なえず親子間でチュアイ・カンをしている零細農民の場合には、「一人でやっていく」ことが親から子世帯に求められている。ある人は親と子のそれぞれの家が「それぞれ別々の所有である（コン・ラ・コン）」と説明し、親子がそれぞれ独立した生産・生活をしている（「コン・カイ・コン・マン」）点を強調していた。チュアイ・カンを行なっている零細農民の場合には、親に経済的の力量がないために、裕福な農民やハイ・タム・キンをしている自作農民とは異なつて子世帯への援助が行なえず、子世帯の独立を強く要求せざるを得ないのである。そのためにかえつて、子世帯は親と同居せずに別居し、精神的に楽な生活を送る途を選ぶことができるのである。

それでは、子世帯は何ゆえに等価交換を想定していないチュアイ・カンをして、親世帯に労働力を無償で提供するのか。それは、親が生み育ててくれたことに対して報恩があるからである。仏教の教義が教えるように、

子供は親に対して報恩の義務があり、恩返しをすることによって自分もまた死後天国に行くことができることとされている。<sup>(9)</sup> 仏教の教えはともかく、子供として親に孝行し、恩返しをしたい気持ちにはしごくもつともなことであり、仏教の教えはその感情をさらに強化している。一般的にチュアイ・カンという言葉は、日常生活においては手伝い合いを意味する言葉として使われている。見返りなしに提供すること、それは仏教で言う「喜捨」であるが、そうした行為は自らを幸せにするブン（徳）のある行為なのである。こうした觀念に支えられてチュアイ・カンが広く行なわれているのである。

最後に土地なし農民の場合について見ると、土地なし農民は数代前の先祖がこの地に移住してきた子孫である。彼らは農地がないので小作をしたり、あるいは日雇いをしたりして生計を立ててきた。事例8は、家屋番号97の親族が古くからニンニクの皮剥きをしてきたが、これは現在組長をしている人の差配によって親族全体が仕事を分かち合ってきた。彼は数年前から大規模な定額小作をしているが、それもまた親族間で協力し、仕事と利益を分かち合っている。そのため、土地なし農民の中では、事例8は事例9や事例10と比べると恵まれており、娘が日雇いから洋裁へと仕事を変えているように、世帯員の農業労働からの脱日雇化が見られる。これは、定額小作の収益が肥料の割合によってかなりあると説明していたことから、収入が多くなり生活面で以前より楽になったためであろう。居住状況については、親子の世帯間の同居は行なわれていないが、オバたちとの同居は見られる。こうした場合は、オバたちを扶養しているわけであるが、彼らの死後同居を相続できることになる。居住状況が親族間の利害のなかで都合されているのである。その点で、オジやオバとの同居は親族間の協力の一つであると解せるだろう。

事例9では、各世帯の女性は時々ニンニクの皮剥き仕事などの日雇いに出ているが、仕事がない日も多く、そういう日は昼寝（ベープ・モーン）をして過ごしていることが多い。彼女たちはテレビなどがなかったため、毎

日寄り集まってあだ名を呼び合って楽しんでいる。他方、男性は安い日雇い労働に従事していて、毎晩一か所の家に集まって話して花を咲かせている。テレビを持っている裕福な農民や自作農民は、自宅で毎晩テレビを見て過ごしているが、土地なし農民はテレビや冷蔵庫などの電気製品を持っていないために、近所に住む親族が集まって話して花を咲かせて過ごしているのである。

事例10のある男性が強調していたように、男性の価値を腕力におくことは農業に自ら従事していたり、日雇いをしてる零細農民や土地なし農民に特有の価値観である。なぜならば、自ら農業に従事せずに子供を進学させることを目指している裕福な不耕作地主にとっては、男性の価値は決して腕力ではない。やはり、子供に教育投資ができる資金を持っているか否かが重要だからである。

これら土地なし農民の場合（特に事例9と10）は、末子は結婚後親と同居せずに、同じ屋敷地内に別居している。事例9では離婚して親元に帰ってきた長男が一人で家を建てて一人住まいしている。事例10では年をとったオジもまた一人住まいをしている。こうした親と別居したり、あるいは一人住まいする傾向は、彼らは精神的に親から独立して生活することが身につけていることを示している。そして、村に残っている子世帯は男性は非農業、たとえば大工やタイル貼り職人などの仕事をし、女性は農業の日雇いをして生計を立てている。親は子世帯が精神的・経済的に独立することを筆者には強調していなかったが、それは強調するまでもないことなのである。むしろ子供が親を扶養する点に関心があり、近くに住んでいる親族の団結のよさを強調していた。それは事例10の家屋番号81の祖母の入院にさいして、親族が大挙してお見舞いに行っていたことのなかにそれが象徴的に示されていた。日常的には、親族の団結は、男性は毎夜集まって話しをする姿のなかに、女性たちは互いにあだ名で呼び合って楽しんでいる姿のなかにそれぞれ見られる。これは、主として親族と地縁を中心とした関係内で形成されている冗談関係である。この輪は親族や地縁によって閉じられているのではなく、誰

でも参加しうる開かれた関係である。なぜなら、近くに住む非親族の女性たちがこの冗談関係の輪の中に本人の意志とは無関係に組み込まれているからである。普段、親族が一同に介するのは、葬式と火葬の時、得度式や結婚式、それとお正月や入出安居などの儀礼においてである。それ以外では親族が集まる機会ほとんどない。親族の絆という点から見ると、裕福な農民階層に比べて土地なし農民や零細農民のほうがより親族が一緒にことにあたるが多く、土地なし農民の場合には親族機能はまだそれほど解体していない。土地なし農民は親族で移住していったために、親族が近隣に住んでいることや電気製品やオートバイなどを持ち合わせていないために、何かと互いに協力し合っていることがこうした背景にはあるだろう。

事例11はキリスト教の牧師という特異な場合であり、ほかの土地なし農民と同じように考えられない。娘を大学に出し、ほかの男子の子供たちを高校に出している点は、土地なし農民にはおよそ見られないからである。その点では、むしろ不耕作地主に近い家族生活をしている。たとえば、キリスト教徒なるがゆえに、子供たちは奨学金を貰い大学を卒業している。高学歴で英語が話せるがゆえに、ホテルで働くことができ、シンガポール人と知り合い結婚する道が開かれたのである。そして、外国人と結婚して経済的に親の生活を援助し、面倒を見てあげている。土地なし農民の場合に限らず、娘が外国人と結婚して裕福になり、それによって親の生活の面倒を看てもらう可能性があることを示している。こうしたことは、外国人との結婚によって子世代において階層の上昇移動ができることを示している。なぜならば、タイ人の場合、子供の結婚相手は互いに親がほぼ同等の階層間から選ばれている。たとえば、大学卒業者は同じ大学卒業者から伴侶を選び、農業従事者は同じ農業従事者から伴侶を選ぶ場合が多く見られる。すなわち、階層内結婚が多く、タイ人どうしの結婚においては、階層間の上昇移動はきわめて困難であると考えられる。そのため、外国人との国際結婚を通してのみ、階層間の上昇移動ができる可能性があるのである。

子世帯の親との同居・別居を見てみると、不耕作地主や自作農民は末子が結婚後も親と同居していたわけであるが、それに対してチュアイ・カンをしている零細農民や土地なし農民は末子が結婚後親元に残り親の屋敷地内に居住しているが、親と別居して同居していない。子世帯の親との同居・別居という点は明確に分かれている。こうした相違は、前者の場合は大学に進学したり、ハイ・タム・キンを受けたりして親の援助を受けているので親の恩が大きく、「同居もやむをえない」という心境で同居がなされている。<sup>(10)</sup> それに対して、後者の場合には、同居できるほど家が大きくもないことに加えて、親の恩が少ないために親と別居してもさしつかえないし、また独立がむしろ親から求められているのである。このように、親子の同居・別居如何の問題は、階層ごとに異なっている親の恩と子供からの報恩に大きく関わっているのである。

以上から、これら農民のなかで決定的に違うのは、次の事実である。すなわち、親が不耕作地主である場合は、子供の教育に資本を投資し、次世代の子供たちを公務員や会社員にしようと努め、その結果子世代は非農業に従事して不耕作地主になっていく。一部の自作農民の場合は、子供に教育投資をするか、あるいはできない場合には高学歴の婿を貰うか、息子を仏門に入れてよい成績を修めて高等教育を身につけさせることよって、子世代において地主化の途を辿ることができる。しかし、親がある程度の農地を経営している場合でも、子供が学歴をもっていない場合には、子世代がハイ・タム・キンを受けて農業を継承している。本稿では事例として取り上げられなかったが、兄弟姉妹のなかである子供が高学歴を身につけた場合にはその子供にはハイ・タム・キンが与えられず、さらに親の死後には農地の分与はない。その理由は、その子供が学歴をつけるためにそれだけ親はお金を彼に負担してきたこと、そして学歴を利用して農外就労しているからなのである。しかし、親がそれほどの農地を経営していない零細農民や土地なし農民などは、子供の教育には最初から無関心であり、子供は義務教育の小学校のみ卒業しているにすぎない。そのため、子世代は日雇いや出稼ぎをしながら

生計を立てていかざるをえない。こうした場合には、子世代は若い時から利那的な楽しい過ごし方を身につけている。タイ人は楽しいこと（サヌック）が最も大切な生活原理になっているが、これは裕福な階層の場合にはお酒を飲む形で、下層の階層の場合には親族などみんなと一緒に遊ぶ形で具体的には表れている。こうしたことから、教育制度を通して学歴を身につけているか否かが、若者の従事する職種を左右し、かつ生活様式（ライフスタイル）を分けることに作用している。

これまで見てきたことから、不耕作地主と自作農民、零細農民、土地なし農民の生産様式の相違はまさしく次の点にある。すなわち、親が子供に教育投資をできるか否か、つまり子供が教育制度を通して学歴を身につけ、子世代に非農業に従事することができるのか否かによって、子世代において農業を継承するか否かが大きく分かれることになる。不耕作地主や自作農民は子供に教育を身につけさせ、公務員や会社員に就けさせることによって地主化を果たそうとしている。その意味では、家族が子世代に教育資金を提供し、子世代は教育を身につけて地主化を図っている。教育制度を通して子世代において階層の上昇を、つまり生活水準の上昇を遂げているのである。そして、子世代における地主化、つまり階層の上昇を通して、親自らも生活水準の上昇を遂げている。その反対に、零細農民や土地なし農民は教育制度を利用することができないがゆえに、子世代においても重労働で収入の不安定な農業をせざるをえないのである。親がある程度農地を経営している自作農民の階層が、子世代においても農業を継承するか否かの分水嶺になっている。農民間の生産・生活様式の相違は、このように家族の資本力によって教育制度という装置を利用し、それによって形成され、さらに拡大再生産されているのである。<sup>11)</sup>

生活様式のそのほかの点について言及するならば、次のことが見出せる。不耕作地主や会社員、公務員に従事している子世代の若者は、車やオートバイを持ち、それに乗ってチェンマイなどにも頻繁に行っている。服



装にしても都市に居住している若者の服装をしている。しかし、農業に従事している子世代の農民は、車はもちろんのことオートバイも所有していないし、なおかつ毎日農業をして村のなかで過ごしているために都市に出る機会も少なく、服装もまた日頃農業に適した服装を常にしている。自作農民のうち一部はオートバイを所有しているが、日頃は農業に従事して、それに適した服装をしている。ちょうど不耕作地主と土地なし農民の中間に位置していると言える。このように、生活様式においても農民のなかで相違している事実が浮かび上がってくる。

最後に、本稿の視角をタイ社会全体の中に位置づけて述べておきたい。これまでタイ社会は、たとえば大きく貴族（ナーイ）と庶民（プライ）に区別して把握されてきた。<sup>12</sup>しかしながら、こんにちこうした単純な分類ではタイ社会の現実を正確に把握できなくなってきた。たとえば、両親は農業であったが子世代は非農業というケースが多く現われており、新中間層とでも言えるこうした人々の社会階層的特性と社会的位置を複雑にしている。彼らがどのような形で農民と共通性を持つているのか、さらには連帯できうるのかが、こんにち問われている課題の一つである。また、これまでタイ文化は一律にとらえられる傾向にあったが、所得間格差が拡大し、社会構成が複雑化したこんにち、生活の再生産様式の視点から階層的に多様な生産・生活様式を把握していく必要があるだろう。

（付記）

調査は一九九〇年七月と八月に松下国際財団の助成金を得て実施した。また、補充調査を一九九二年四月と一九九三年四月にそれぞれ実施した。調査を実施するにあたって中京大学教授中野卓氏、三重大学助教授武笠俊一氏、チェンマイ大学教授バンズーン氏、同大学アジア研究センター所長のセクシン氏などのお世話になっ

た。トンケーオ村民をはじめとして、各位に対して感謝申し上げる次第である。

注

(1) The Manager Company Siam Studies Institute & Department of Economics, Chiang Mai University. *Profile of Northern Thailand*. The Manager Company. 1990. p. 59. から転載した。

(2) ここで予めタイ農民家族について確認しておきたい。それは子供たちが結婚後に世帯を分けていて共同して生産・消費している場合は家族経営農業とはいえないということである。それは親子の世帯間共同農業と考えられる。親子がそれぞれ世帯として別に区別して意識し、なおかつ行動しているからである。たとえば、子供は結婚後は独立した世帯を持つ場合が多く、ハイ・タム・キンを受けた場合でも子世帯は親世帯からは経済的に独立しており、また独立の意識を持っており、その上で親子の世帯が互いに共同している。末子が結婚後も親と同居している場合であっても、家計上は親子の世代間で分かれていたり、潜在的に世代ごとに分裂する契機をはらんでいる。親子の世帯を結合しているのは、雨季作米の共同労働と消費だけである。これについては、かつて東北タイの親子の世帯間の共同生産と消費を家族（分居大家族）として理解すべきか否かをめぐって論争が行なわれた経緯がある。論争については、宮崎猛「東北タイ農村における農地貸借と農業共同経営に関する経済分析」『アジア経済』二五卷一一号、一九八四年、「東北タイ農村における共同経営と土地所有」『アジア経済』二七卷二号、一九八七年および田坂敏雄「タイにおける農地貸借の類型と性格」『アジア経済』二七卷一号、一九八六年、北原淳「タイ農村における耕地の所有と経営の構造」『アジア経済』二八卷七号、一九八七年を参照されたい。

(3) 農業経営の諸形態に関しては、拙稿「北タイ農村における世帯間農業共同の諸形態―チェンマイ県サンパトーン郡マックムルン区トンケーオ村の事例―」『村落社会研究』二八集、農文協、一九九二年、および「北タイの一村落における世帯間農業共同の諸形態―ランブーン県メーター郡タカ区タカ村の事例―」『人文科学研究』八十二輯、新潟大学、一九九二年を参考されたい。

(4) 単位は、一ライが〇・一六ヘクタール、一ンガーヌが四分の一ライ、一タンが粃米一〇キロ、一バーツが約五円、一バーツが一〇〇サタンである。

(5) 本稿で取り上げた事例のうち、事例4と7の農業共同については既に一部紹介しているので参照されたい（拙稿「北タイ農村における世帯間農業共同の諸形態―チェンマイ県サンパトーン郡マックムルン区トンケーオ村の事例―」前掲書）。

(6) クントンは、ある村では赤い籤を引くと徴兵されるので黒い籤を引けるように僧に祈願に来る村人が多いことを紹介している（クントン・インタラタイ「タイと近代化」、片倉・中里・クントン・加納・今田・伊『いまアジアを考えるⅢ』三省堂、一九八六年、九九ページ）。

(7) 一般的にはチュアイ・カンという言葉は、親子間とは関係なく無償の労働力交換を指して使われているが、ここでは子世帯の親世帯に対する無償の労働力の提供を指す言葉としてチュアイ・カンを使用している。

(8) 農地九ライを所有しているほかに、三ライのハイ・タム・キンを受けている三〇歳代の農民は、小学校だけを卒業しており農業をしている。従って、このケースは経営規模は本稿で取り上げた不耕作地主より大きい収入はかなり少ないだろう（拙稿「北タイ農村における世帯間農業共同の諸形態―チェンマイ県サンパトーン郡マックムルン区トンケーオ村の事例―」のなかの事例5の家屋番号21を参照されたい）。しかも、生産様式はもちろんのこと生活様式においても不耕作地主とは相違している。

(9) 仏教はすべての生命に対する恩、つまり衆生への恩を説いているが、こうした仏教の考え方はこんにちタイ人全般に共通して見られると言える。

(10) 高井康弘は「子にとっては親世帯に最後まで同居することは、あまり魅力的ではない」と同居に伴う自由のなさを指摘し、別居志向が一般的に見られることを述べている(「北タイ農村における親子共同の形態と性格」『社会学雑誌』五、神戸大学社会学研究会、一九八八年、一六八ページ)。

(11) こうした認識枠組みは、ピエール・ブルデューの社会学的認識論に負っている。

(12) 田中忠治はタイ社会・文化論の研究において歴史的考察に基づいたたいへんすぐれた考察を示している。彼はタイ社会の特質として恩の観念とサヌッグの観念を指摘しているが、彼を含めてこれらをタイ人の特徴としてあげる人は少なくないだろう(恩の観念については、田中忠治編訳・解説、ククリット・プラモート、チット・プーミサック著、『タイ人のこころ』めこん、一九七五年、二七二―二八六ページ。サヌッグの観念については、同『タイ入門』日中出版、一九八九年、一六〇―一七五ページ)。また、田中は人々をナーイ(官吏などの命令者)とバーウ(服従者)に区別し、そのうちバーウに農民などの大衆を充てている。こうした二区分はそれ自体モデルとしてたいへん理解しやすいが(同、『タイ入門』、一二七―一四五ページ)、実際には農民全体をバーウに一括して含めてしまうと、こんにちのように農民間の階層間格差が拡大してくると、その格差ないし相違を把握しそこなう恐れがある。不耕作地主は子供たちをナーイにすべく教育に投資していて、子供は大学を卒業後公務員などに就職しナーイの一員に参入している。いま、恩と楽しいこと(サヌッグ)の観念の点について言及するなら、ナーイとバーウの区別のみでなく、農民どうしの生産と生活様式の相違に基づいて農民どうしの恩とサヌッグの観念の相違を把握することが重要である。そうした把握を通して初めて、ナーイとバーウのダイナミックな連続と不連続の歴史的展開を把握することが可能になるからである。